

# 土 岐 市 教 育 委 員 会

平成29年第1回土岐市教育委員会定例会会議録（要点筆記）

## 議 事 日 程

平成29年1月31日（火曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 平成28年第12回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第1号 平成28年度二宮文化賞の授与について
- 日程第4 議第2号 土岐市公民館使用料徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議第3号 土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議第4号 土岐市営球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議第5号 土岐市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議第6号 土岐市放課後教室実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第9 報第1号 平成28年度土岐市教育文化賞の授与について
- 日程第10 教育長報告

本日の出席者

委員 長	加藤 悟 君
委員長職務代理者	齋木 寛治 君
委員	安藤 浩市 君
委員	伊藤 知恵子 君
教育 長	山田 恭正 君

説明のため出席した者

事務局長	小林 京子 君
教育次長兼学校教育課長	本多 直也 君
庶務課長	松原 裕一 君
生涯学習課長	梅村 充之 君
文化振興課課長補佐	小栗 渉 君
スポーツ振興課長	小野 恭裕 君
給食センター次長	林 孝子 君
図書館長	小坂 直之 君
子育て支援課	伊佐治 良典 君
文化振興事業団事務局長	林 順一 君

- ・会議の傍聴人 なし
- ・会議に遅参した者 なし
- ・会議の公開、非公開の状況 公開
- ・教育長報告 あり

場所 土岐市文化プラザ 特別会議室

会議録作成者

庶務課長	松原 裕一 君
------	---------

開会 午後3時00分

**加藤委員長**

只今から平成29年第1回教育委員会定例会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により委員長において、安藤浩市君を指名いたします。

次に、日程第2 平成28年第12回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について 承認を求めます。ご異議ありませんか。

**委員**

異議なし

次に、日程第3 議第1号 平成28年度二宮文化賞の授与について を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

**松原庶務課長**

<資料で説明>

**加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

**伊藤委員**

他の候補者二名とこの方が選ばれた理由を教えてください。

**松原庶務課長**

文化団体連盟の会長の橋本氏と土岐少年少女合唱団の指導者の土本氏です。選考理由のひとつは、陶芸と茶道は切っても切れない関係ですが、暮雪庵茶会にも非常に協力していただいておりますし、茶道で受賞された方はいらっしやらなかったこと、最後にご年齢もあります。満場一致で決まりました。

**伊藤委員**

野々村さんや他の方は、昨年の選考会にも挙がった方ですか。

**松原庶務課長**

野々村氏は昨年も候補に挙がっていました。他の方は今年初めてです。

**加藤委員長**

他に質疑・討論はありませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第3 議第1号 平成28年度二宮文化賞の授与について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

異議なし

**加藤委員長**

ご異議がないようですので、議第1号議案については、原案のとおり可決す

ることに決しました。

次に、日程第4 議第2号 土岐市公民館使用料徴収に関する規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

#### **梅村生涯学習課長**

<資料で説明>

#### **加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

#### **安藤委員**

公民館は、それぞれの地区で特色ある活動などで利用をされていますが、利用頻度などは違うと思います。全体的に見て、公民館の利用頻度は上がってきているのですか。

#### **梅村生涯学習課長**

具体的な数字は手元にありませんが、私が異動してきて三年経ちますが、年々活発になってきている印象が強いです。公民館の講座も自主講座の活性化事業で、公民館ごとに切磋琢磨して企画をあげてきています。新しい講座、継続している講座を並行して開催してくれていますし、育成会や体育協会を通じて、公民館を拠点として地域づくり的な行事をやっており、そういった会場も公民館を使っています。そういった点でも公民館の活動も活発化していると思います。具体的に話の出た社会教育関係団体についても、公民館で開催をした講座を母体として、講座が終わっても趣味の活動を継続して自分たちで学びたいという方が自立をして社会教育関係団体として登録をして、自分たちで会費を集めて、講師を招いてやってみえるという活動も増えてきていますので、そういった点では活発化している傾向にあると思います。

#### **安藤委員**

利用される方が多いという事なので、実費相当額の値上げは分かるのですが、この団体は特別で、この団体は除外するという中で、公の施設を利用することになると誤解を招くこともありますので、値上げとなると使われている人からすると、値上げすることに対してああだ、こうだと言う人もいますので、公民館側からしっかりと説明できるようにしていただけるようによろしく願いいたします。

#### **梅村生涯学習課長**

公民館ごとに社会教育関係団体を抱えております。実際に本日の定例会を経ましてから、2月2日には肥田公民館で来年社会教育関係団体に登録する団体に一部負担の説明をさせていただきます。2月中には全公民館で説明会を開催します。教育委員会としての方針を直接お伝えして、いろんなお話を聞かせて

いただきながら、ご理解をいただきたいと用意をしておりますのでよろしくお願いいたします。

### **伊藤委員**

社会教育関係団体登録要綱により登録された団体は、今まで使用料を払わなかったのが、半分払わなくてはならなくなるのですね。具体的にはどのような団体ですか。

### **梅村生涯学習課長**

市内の公民館で220団体ほどあります。太鼓、水墨画、手編み、気功、ヨガ、英会話の幅広い趣味の団体で、講座から団体になったところもありましたし、大正琴とか太極拳、卓球をやっている団体もあります。健康的なもの、文化的なもの、鶴里ですと空手をやっているところもあります。フラダンスや合唱もあります。打囃子保存会も登録しています。

### **伊藤委員**

公民館を最もポピュラーに使う団体が、公民館の使用料を今まで払わなかったのが半分負担になる。結構大きな影響がかなりの団体にいくのではないかと考えられるのですが、団体にとって活動するのに負担が増えることになるので、その辺りの説明を、公平なためと言うだけでは、使わない人が悪いわけで、使う人がなぜ悪いのかということになるので、使っても使わなくても建物は老朽化していくので、使っていくことはありがたい事なので、使用料をどうしても半額負担しなければいけないのかということ、もう少し議論が必要ではないかと思います。大勢の方に使っていただくのに、これがもっといけば、使用料を全額払うことになるのであろうと普通の人と思います。そういうことで、公民館の使用が鈍っていくことのないように、活性化していくようにしていただけるように願っています。これは、議会に諮られますか。

### **梅村生涯学習課長**

使用料の改正は、公民館の条例で規定しておりますので、使用料については12月の議会でご承認いただいております。今回の変更については、教育委員会の告示ですので、教育委員会で承認していただくことで施行になります。両方合わせて、団体には説明することになります。

### **伊藤委員**

議会の時に、どうして半額の負担をしないとやっていけないのかという必要性を、数字をもって根拠を出していただけませんか。必要性がこれだけでは全くわかりません。値上げをしないと運営がやっていけないのかどうか。十分やっていると値上げをするのか。その辺りが、お使いになる方の説得にも関わりますし、議会の方でもなぜ上げないといけないのかという、公平な負担というだけでは、私としては使いたいけど使えないというわけではなく、使う必要

がないから、使っていない人は使っていない訳ですから、使いたい人にとって、どうして値上げしなくてはならないかという必要性を、数字をもって裏付けとして説得していただけると良いかと思います。ここではいいので議会には資料として付けていただけるようお願いします。

### **梅村生涯学習課長**

市議会は使用料の改正の部分になりますので、その際は市全体の方針という事で、今まで消費税の部分の反映をしてこなかったとか、据え置きしてきた経緯というものがあるって、そういった観点で市全体で積算の方法を示されてその方法に各部署が乗っかって、消費税の8%の時、10%の時でそれぞれの施設で、公民館ですと公民館のすべての床面積を貸出し面積で按分する中で、使用料を算定しまして、もともと公民館の使用料は5時間で820円でしたが、5時間という時間もどうかという事もあり、12月議会の改正で1時間当たり50㎡未満の部屋については100円、50㎡以上100㎡未満は200円という、50㎡刻みで使用料を設定し、説明をして使用料の設定はご了解を得た経緯があります。条例の方は12月の議会が終わった時に承認して、施行をされておりますので、使用料の方はすでに変更している状況です。今回上程させていただいています規則の改正で社会教育関係団体の取り扱いについてという所がありまして、こちらの方も市の見直しに関する方針で、使用料の料金設定にあたって、先程の公平性とかを踏まえる必要性もあってということ。使用料の減免というものは、本来の負担に対する公平感が損なわれることのないように、受益者負担の原則から真にやむを得ないものに限定して減免をすべきではないかという発想がありまして、社会教育関係団体につきましては、減免する基準を市が色々と提示をしたのですが、その際の地域活動や団体活動、公益的な活動ということにはまりますので、その中で一定程度減免をしてもいいのではないかという整理をすることになりました。もともと100%減免をしていたという現状ありきから発想するのではなくて、そもそも使用料全てを見直しまして、その中で改めて減免すべきかどうかという発想に立って、この社会教育関係団体というものが、ご自身たちの生涯学習活動もありますし、公民館活動に協力していただいているということに鑑みまして一定程度の負担をしていただくという事で、今回の見直しで全額減免するという団体は、公共でないと無理ではないかという発想がありまして、減免をしてもいいのではないかと整理をしました。実際の減免の割合は、東濃近辺の状況も把握をしまして、多治見市と中津川市はそもそも減免自体がありません。瑞浪市は20%減免です。恵那市は50%減免をしまして、生涯学習課としても、社会教育関係団体はこれからの活動を支援していかななくてはならない団体ですが、そうかといって100%の減免をするかというところからい

かがなものかということがありまして、そういった観点で最大減額幅の大きな恵那市に揃えました。減免するかしないかで、公民館の運営の費用の中にどれだけ反映されていくかという事ですが、ほんのわずかな部分の影響しかないということです。平成26年度の実績ですが、使用料としては1200万円、すべて使用料を払っていただいて1200万円になります。実際に使用料として支払っていただいた金額が400万円。残りの800万円は減免していることになります。市や公民館が活動したものが230万円位で、残りの570万円位が社会教育関係団体になります。この金額が100%減免されている金額になります。これが50%の減免になりますので280万円位収入が増えることになります。一方公民館の予算は、だいたい1億円になります。半分が公民館長や公民館主事の人件費になります。残りの5000万円が講座の講師への謝礼や光熱費、建物の修繕などになります。人件費を除いても半分の5000万円です。今回増額になるのが、280万円程度という事を考えますと、直接公民館の運営に大きな影響を与えるものではないものでございます。やはりそもそも減免すべきかどうかという所で、もともと100%だったからという増えたという事になりますが、今回の見直しで減免をした方がいい団体かということから考えまして、公共的な部分も沢山担っていただいているという事もあって、半分という所も議論が分かれるところでもあります。そういった形で割合を設定させていただいたところでもありますので、なかなかそういった事情ではわかるころではないことをご理解いただきまして、そういった考え方の中で50%の減免を打ち出しましたので、実際に現場で団体さんに説明をすると、今お話があったような話やもっと強硬なご意見が出てくると思いますが、それにひとつひとつ対応する訳にもいきませんので、50%の減免でなんとかお願いしますという事で、ご理解いただきながら、片一方で支援の手も厚くしていくことも考えておりますので、こういったところで今回の話をご理解いただければ有りがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

### 伊藤委員

今の話では、250万円しか増額にならないのですね。250万円増額しなくてはならない理由が理解できません。必要性が分からないと言っているのです。250万円が無ければ、公民館の運営ができないわけではない。そうなるに公平感だけですよね。全額出すところを、50%みてやっているのだぞという言い方ですよ。だったら全額出したって、市に登録しなくてもいいのではないかとありますよね。それでは土岐市の文化的な事に関する支援が何もないということになりますよね。どこまで支援するかという事になるわけですから、そうすると250万円の増が必要なかどうかは、ここではなくて議会でそこら辺は討論されるべきことではあると思いますが、そこら辺が負担が増える

方々に、250万円によって自分たちの公民館の照明が早く直してもらえると  
か、そういうことが理解いただけるような形で、どこに250万円が行くのか  
という事も含めて説明をしていただく必要があると思います。

### **梅村生涯学習課長**

先程から何回か説明をさせていただいておりますが、250万円という金額  
ではなくて、社会教育関係団体という所が、他の表の団体と比べまして、例え  
ば一番左ですと使用料も実費も頂かない団体で、市や青少年育成団体など公共  
性が非常に高い団体になります。今まで社会教育関係団体は、使用料は頂か  
ずに実費相当額だけ頂いていましたが、そのところが先ほどの減免のあり方  
によりまして、全く使用料を頂かない団体というわけにはいかないのでは  
ないかという事になりまして、一番左の団体と同等にみなせるかという事  
ですが、社会教育関係団体と言っても先ほど紹介したような趣味で活動して  
いるところもありまして、基本的にはご自身がお楽しみになる部分が相当  
強い状況の内容になっています。そうかと言いまして、社会教育関係団体に  
登録するという事は、自分たちが楽しいだけの団体ではないところに活用  
を広げていただくとか、公民館活動などに積極的にご協力いただくとか、  
そういった観点で登録を認めさせていただくかどうか判断をしております。  
そういった観点からいくと250万円増えるとか増えないとかいう事では  
なくて、一定程度のご負担をしていただくという考え方の方が、より市民  
の方が見た場合に公平性を保てるのではないかという事で、利用しない  
方は利用しない方が悪いというお話がございますが、私たちの納めてい  
る税金で、あなたたちは全く使用料を払わずに活動をしていますかとい  
う話などもやはり出てくるケースもあります。実際に使用料がただとい  
うのはどうやね、という話を耳にすることもあります。そういった観  
点で減免のあり方を考えまして、今回改正させていただくものでござい  
まして、250万円というところにお話が特化されていってしまうことは、  
ちょっと残念だという思いがございます。ただ、皆さんに協議していただ  
く場ですので、判断をお任せいたしますが、そういった事情ということ  
はお汲み取り頂けるかと思っております。

### **加藤委員長**

この社会教育団体は、左の表の左から2列目の下から2つ目の、伝統的  
文化又は歴史的建造物・風土等の継承又は維持保存を目的として活動する  
団体。この団体とやえている団体はないのですか。打囃子や他の団体で  
やえている団体はないのですか。

### **梅村生涯学習課長**

この伝統的文化的な団体は、市として具体的に支援をしている団体か  
どうかで、妻木城址の会や中馬馬子唄の保存会、打囃子もこちらの団体  
に入っています。



文化振興課の方で金銭的な支援をしている団体をこちらに載せてあります。

**加藤委員長**

一番下の項目とは違いますか。

**梅村生涯学習課長**

こちらは、社会福祉協議会から補助金を受けている福祉団体になります。文化的な支援は所管課がありますので、そちらの団体として整理させていただいています。

**加藤委員長**

他に質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第4 議第2号 土岐市公民館使用料徴収に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。賛成の方は挙手をしてください。

**賛成3、反対1**

**加藤委員長**

賛成多数で、議第2号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議第3号 土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

**小栗文化振興課課長補佐**

<資料で説明>

**加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第5 議第3号 土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

異議なし

**加藤委員長**

ご異議がないようですので、議第3号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6 議第4号 土岐市営球場の設置及び管理に関する条例施行

規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

#### **小野スポーツ振興課長**

<資料で説明>

#### **加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第6 議第4号 土岐市営球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### **委員一同**

異議なし

#### **加藤委員長**

ご異議がないようですので、議第4号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議第5号 土岐市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

#### **小野スポーツ振興課長**

<資料で説明>

#### **加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

#### **伊藤委員**

構成員の過半数を占めるを付けたのは、土岐市の人が一人しかいなくて、ほとんどが他市の人が占めているというような団体がありますか。

#### **小野スポーツ振興課長**

10人以上という基準がありますので、一人という事はありませんが、事例としてあったのが、10名はいるのだけれども、全体で50名いるとか、以前の書き方であれば土岐市の団体ということで、多数が土岐市在住が条件だったのですが、過半数と書いていないものですから、10人いるからいいのだらうと、たまたま今種目によっては色んなところから集まってきている団体とか市外の団体とかが、やる場所を求めて土岐市まで来ているとか、そういった時にできないとか、そういう話があったので、はっきりとさせないといけないので今回入れさせていただきました。

#### **加藤委員長**

他に質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。  
続いて採決を行います。

日程第7 議第5号 土岐市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部  
を改正する規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### **委員一同**

異議なし

#### **加藤委員長**

ご異議がないようですので、議第5号議案については、原案のとおり可決す  
ることに決しました。

次に、日程第8 議第6号 土岐市放課後教室実施要綱の一部を改正する告  
示について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

#### **梅村生涯学習課長**

<資料で説明>

#### **加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。なければ質  
疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第8 議第6号 土岐市放課後教室実施要綱の一部を改正する告示に  
ついて、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### **委員一同**

異議なし

#### **加藤委員長**

ご異議がないようですので、議第6号議案については、原案のとおり可決す  
ることに決しました。

次に、日程第9 報第1号 平成28年度土岐市教育文化賞の授与について  
を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

#### **本多教育次長**

<資料で説明>

#### **加藤委員長**

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

#### **安藤委員**

例年ですと、小中学校の生徒が中心でこの賞を頂くわけですが、今回高校生  
が4名入ったことは素晴らしいことだと私は思います。土岐市在住の名古屋の  
高校生でボランティア活動を一生懸命やっている子に対してスポットを当て

ることは非常にいいことであると思います。今回高校生の活動はどうやって情報で賞に値したのですか。

#### **本多教育次長**

小中学生は、学校の方が中心となって推薦をしていただいています。高校生については、各課から情報を得まして、このボランティア活動については生涯学習課からの推薦によって選考とさせていただきます。

#### **安藤委員**

高校生が加わってくると、こういった活動を一生懸命やろうという高校生も増えてくると思いますので、非常にいいことであると思いました。ありがとうございます。

#### **加藤委員長**

他に質疑・討論はございませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、日程第9 報第1号 平成28年度土岐市教育文化賞の授与については、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、日程第10 教育長報告をお願いいたします。

#### **教育長**

<報告>

#### **加藤委員長**

これで本日の日程を全部終了いたしました。これをもって、平成29年第1回土岐市教育委員会定例会を閉会いたします。